

「子ども手当」の申請について (2011年10月1日～2012年3月31日分)

关于“小孩补贴”的申请 (2011年10月1日至2012年3月31日)

※2011年10月1日から支給要件、支給額等が変わりました。

※2012年4月以降は新しい支給制度になる予定です。

*有关支付条件、支付金额等，自2011年10月1日开始有所变更。

*2012年4月份以后计划实行新的支付制度。

1 子ども手当は次のような場合に支給されます

1 如下情况支付小孩补贴

(1) 子ども手当制度とは？

2010年4月から、日本国内に住民登録をしている方、又は外国人登録をしている方で、支給対象となる子どもを養育している方に手当が支給されます。(ただし、在留資格が「短期滞在」「興行」の場合、又は在留資格の無い場合は支給対象外です。)

(1) 小孩补贴制度是指

2010年4月份以后，向已经办理日本国内居民登记或外国人登记的、抚养成为支付对象小孩的人支付补贴。

(但是，如居留资格为“短期滞在”、“兴行(演出)”或者没有居留资格的话，不作为支付对象。)

(2) 支給対象となる子ども

0歳から中学校修了までに相当する年齢の子ども(15歳になった最初の3月31日まで)が対象になります。

なお、海外に住んでいる子ども(留学の場合を除く※)は原則支給対象にはなりませんので、ご注意ください。

※ 留学を理由に海外に住んでいる場合は、以下の要件を全て満たせば支給対象となります。

- ・日本国内に住所を有しなくなった前日までに日本国内に継続して3年を超えて住所を有していたこと
- ・教育を受けることを目的として海外に居住しており、父母(未成年後見人がいる場合はその未成年後見人)と同居していないこと
- ・日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内であること

(2) 成为支付对象的小孩

以0岁至相当于日本初中毕业年龄的小孩(截止到满15岁以后的第一个3月31日)为对象。

另外，请注意，在国外居住的小孩(留学除外*)原则上不作为支付对象。

*由于留学的原因而居住在国外的孩子，具备以下所有条件的话，可以作为支付对象

- 在日本国内有住所，在失去日本的住所以前在日本国内拥有住所已经超过3年以上
- 以受教育为目的而居住在国外，不是与父母(或未成年监护人)居住在一起
- 在日本国内有住所，失去住所不超过3年

(3) 支給金額

子ども1人につき、以下のとおり支給されます。

(支給対象年齢)	(支給月額)
0歳～3歳未満	15,000円(一律)
3歳～小学校修了前	10,000円(第1子・第2子) 15,000円(第3子以降)
中学生	10,000円(一律)

(3) 补贴金額

每个小孩的支付金额如下

(支付対象年齢)	(月支付額)
0岁至不满3岁	15,000日元(一律)
3岁至小学毕业以前	10,000日元(第1、第2个孩子) 15,000日元(第3个以后的孩子)
初中生	10,000日元(一律)

(4) 支給時期及び方法

支給時期については、2011年10月～2012年1月分(4か月分)の手当は2012年2月に、2012年2月、3月分(2ヶ月分)は2012年6月に、それぞれ子どもを養育している方名義の口座に振り込まれます。

(4) 支付时间及办法

关于支付时间，2011年10月至2012年1月(4个月)的补贴在2012年的2月份，2012年2月、3月(2个月)的补贴在2012年的6月份，将分别汇款到小孩抚养者本人名义的账户上。

2 子ども手当を受け取るためには、申請が必要です**2 要领取小孩补贴，必须申请！**

(1) 子ども手当の支給を受けるためには、申請が必要です。手当を受けたい方は「子ども手当認定請求書」に必要なことを記入し、(2)の書類と一緒に、4の申請窓口申請してください。市区町村が申請内容を確認し、認定した場合に手当が支給されます。

なお、2011年9月以前の子ども手当を受け取っていた方も2011年10月以降の子ども手当を受け取るためには、改めて申請が必要になりますのでご注意ください。

※「子ども手当認定請求書」は、4の申請窓口で入手できます。また、ご希望に応じて郵送しますので、4のお問い合わせ先までご連絡ください。

(1) 要领取小孩补贴，必须申请。想领取补贴的人，填写好“「子ども手当認定請求書」《小孩补贴认定申请书》”以后，与(2)的文件一起，请向4的申请窗口提交申请。市区町村政府确认申请内容并认定以后，将支付补贴。

另外，请注意，即使是2011年9月份以前已经在领取小孩补贴的人，要领取2011年10月份以后的小孩补贴，必须重新申请。

* “「子ども手当認定請求書」《小孩补贴认定申请书》”可以在4的申请窗口领取。另外，也可以邮寄，如

希望邮寄，请与 4 的咨询处联系。

(2) 申請する時に「子ども手当認定請求書」と一緒に提出するもの

- ・申請する人の外国人登録証の写し
- ・申請する人の健康保険証（健康保険に入っている場合）の写し
- ・振り込み先の預金通帳の写し（申請者本人の口座に限ります）

※その他、必要に応じて書類の提出を求められることがあります。

(2) 申請時，需要与“「子ども手当認定請求書」《小孩补贴认定申请书》”一起提交的资料如下。

- ・申請者の外国人登録証复印件
- ・申請者の健康保険証复印件（已加入健康保険者）
- ・汇款账户的存折复印件（仅限于申请者本人的账户）

*另外，必要时还需要提交其它文件。

(3) 2011 年 10 月 1 日の時点で受給資格のある方は、2012 年 3 月末までに申請をすれば、10 月分から手当を受け取ることができます。

(3) 2011 年 10 月 1 日已经拥有领取资格的人，只要在 2012 年 3 月底以前申请，就可以领取自 10 月份开始的补贴。

(4) 2011 年 10 月以降に他の市区町村へ転居される方は、転出した日（転出予定日）の翌日から 15 日以内に、転入先の市区町村へ必ず申請してください。

転出した日の翌日から 15 日を過ぎて申請された場合、転入後の期間についての手当は申請のあった月の翌月分から支給となりますので、満額の手当を受け取れないことがあります。

(4) 2011 年 10 月份以后搬家到其它市区町村的人，自搬家日（搬家预定日）的翌日起算之 15 日内，请务必向市区町村政府申请。

自搬家日的翌日起算之 15 日以后申请的话，对于搬家后的补贴，将从申请当月的下一个月开始支付，就有领不到全额的补贴的可能。

(5) 2011 年 10 月以降に子どもが生まれた方についても、手当を遡って受け取ることはできませんので、生まれた日の翌日から 15 日以内に、必ず申請してください。

(5) 对于 2011 年 10 月份以后生小孩的人，不给予追补，请务必在自出生日的翌日起算之 15 日以内申请。

(6) 2011 年 10 月以降に来日された方は、申請月の翌月分から支給されますので、来日後速やかに申請してください。

(6) 对于 2011 年 10 月份以后来日本的人，补贴自申请当月的下一个月开始支付。因此，来日后请尽快申请。

(7) 2012 年 2 月に 10 月～1 月の 4 か月分の支給を受けたい方は、○月△日までに申請してください。

(7) 在 2012 年 2 月份希望领取 10 月至 1 月的 4 个月补贴的人，请在○月△日以前申请。

3 お願い

3 請求

次のような場合には手続きが必要です

- ・住所が変わったとき（他の市区町村に転居した場合、新しい住所の市区町村で、改めて子ども手当の申請が必要です。）
- ・本人又は、対象の子どもが出国するとき
- ・子どもを養育しなくなったとき
- ・子どもと別居するとき
- ・出生や死亡などで、子ども手当支給の対象となる子どもの数が変わったとき
- ・振込先の口座を変更するとき（新しい振込先は、申請者本人の口座に限ります。）

以下情况时必须办理手续

- ・搬家时（搬到其它的市区町村时，必须向新住址的市区町村政府重新申请小孩补贴。）
- ・本人或支付对象的小孩出国时
- ・停止抚养小孩时
- ・与小孩分居时
- ・因出生或死亡等，小孩补贴支付对象的小孩人数发生变化时
- ・变更汇款账户时（新的汇款账户仅限于申请者本人的账户。）

4 お問い合わせ先（申請窓口）

4 咨询处（申请窗口）